



JP-MIRAI会員規程（2025年4月1日改定）

第1条(本規程の目的) 定款第3条にて規程する一般社団法人JP-MIRAIの目的及び事業に賛同し、参加する者を「会員」として、その権利と義務、及びその他必要な事項を定めるものとする。

第2条(会員の種別) 当法人の会員は、正会員、個人会員、特別会員、有料会員をもって構成する。

- (1) 正会員:「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム行動原則」(以下「行動原則」)に賛同する法人格を有する企業、団体並びに地方公共団体。
- (2) 個人会員:「プラットフォーム行動原則」に賛同する法人格を持たない団体、個人。
- (3) 特別会員:当法人の目的に賛同して財政的支援を提供する企業、団体、個人等。
- (4) 有料会員:JP-MIRAIが定める所定の会費を納付し、会費に応じたサービスおよび特典を受けることができる。

第3条(会員の権利) 会員は、以下の権利を有する

- (1) 本法人が行う会員向け事業への参加(別途契約を締結して行う活動を除く)
- (2) 関連規程に基づき、JP-MIRAIのロゴの利用。
- (3) 会員フォーラムにおいて、本法人の運営について意見を述べる事が出来る。

第4条(会員の義務) 会員は、「行動原則」を遵守し、原則無報酬で、当法人の多様性を尊重したうえで、活動に積極的に参加・協力することとする。

- 2 会員企業・団体は、それぞれの取組みについて定期的に報告書を提出すること。
- 3 会員企業・団体は、非公開情報の取扱規則を遵守しなければならない。

第5条(会員の資格) 当法人の入会資格は、次の項目全てを満たすこととする。

- (1) JP-MIRAI行動原則に同意し、実践する意思があること。
- (2) 当法人の規程を遵守する意思があること。
- (3) 外国人労働者の受入れに関連して、重大な法令違反を行っていないこと。
- (4) 暴力団関係者でないこと。

第6条(入会手続き) 当法人の会員として入会しようとする者は、別途定める入会申込書を提出するものとする。

第7条(入会審査) 事務局は、受領した申し込みを、第5条の資格要件に照らし審査を行い、結果を入会希望者に通知する。

第8条(有料会員)

- (1) 有料会員の種別及び会費は、別表のとおりとし、クレジットカード、銀行振り込み等、JP-MIRAIが指定する方法によるものとする。
- (2) 有料会員が受けることのできるサービスは、別表のとおりとする。
- (3) 有料会員の有効期間は、会費を納付した日から1年間とし、一定期間、会費未納の場合には、正会員に変更するものとする。

第9条(退会手続き) 当法人の会員が、退会する場合には、書面をもって事務局に届けることとする。

第10条(除名) 当法人の目的および活動にそぐわない、もしくは当法人及び他の会員の名誉を傷つける重大な不正や不祥事があった場合には、理事会の決定により退会を命じることができる。

第11条(免責事項) 会員が、JP-MIRAIの提供する活動への参加又は情報の利用により、受けた損害については、当法人は一切の責任を追わない。ただし、別途利用規則が定められている活動(ポータルサイト等)及び別途契約を締結して行う活動については、それぞれの定めるところによるものとする。

第12条(会員フォーラム) 全ての会員をもって構成し、以下の事項について、議論を行い、理事会に勧告する。

- (1) 「行動原則」の制定及び修正
- (2) 活動の基本計画の決定及び修正
- (3) 役員、アドバイザー会合の人選

2 会員フォーラムは、各事業年度の最終月を目途に開催することとし、開催事務は事務局が行う。

3 会員フォーラムの議長は、代表理事が指名したものが行う。

[附則]

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表:会員の種別及び料金



会員種別	年会費(税別)	サプライチェーン における相談・ 救済プログラム	公正で倫理的な リクルート(FERI)	中小企業向け 動画教材	有料会員向け イベント ・情報提供(LMS)	発行可能LMSアカウント数	メール配信
A会員 企業協働プログラム 参加企業	利用内容に応じ 12万円～ (別途契約)	○	○ 使用者(雇用主)には 別途従量課金あり	○	○	5アカウント/1社 ※ A会員が登録する関連法人 にも各社1アカウント発行可	○
B会員 FERI、企業向け教材、 及び情報提供(LMS)を 利用する企業・団体	6万円	×	○ 使用者(雇用主)には 別途従量課金あり	○	○	3アカウント/1社	○
C会員 FERI利用の 海外送出国機関	国別に 料金設定	×	○	×	○	1アカウント/1社	○
D会員 企業向け教材・情報提供 (LMS)を利用する企業・ 団体・個人	2万4千円	×	×	○	○	1アカウント /1団体・個人	○
無料会員 正会員、個人会員、 特別会員	無料	×	×	×	×	×	○